

2026年6月から「電子的診療情報連携体制整備加算」に移行

2026年6月の診療報酬改定で、
【医療DX推進体制整備加算】と【医療情報取得加算】が廃止され、
【電子的診療情報連携体制整備加算】に移行しました。

当クリニックでは、以下の①～⑥全区分共通の施設基準を
満たしております。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制が整備されています。
- ③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室又は
処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ④ マイナ保険証の利用率は30%を超えています。
(算定月の3か月前のレセプト件数ベース)
- ⑤ 医療DX推進の体制に関する事項等を院内に掲示し、ウェブサイト
にも掲載しています。
- ⑥ 明細書を無料で交付する体制が整っています。

また、当クリニックは下記、加算区分の条件に準じています。

【医科】

- マイナ保険証の利用体制が整っている。
- 標準的なDX体制の整備がされている。

【歯科】

- 電子処方箋を発行する体制が整っている。

※正確な情報を取得・活用するため、
マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。